

米の安定供給と米価の抑制を求める意見書

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の2倍以上に達するなど、現在の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫している。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われている。

そのような状況の中、政府は、本年2月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定した。3月には2回に分けて計21万トンの入札を実施するとともに、2025年産が出回る前の7月まで、備蓄米を毎月放出すると発表している。

また、政府は、5月26日に備蓄米の店頭価格を引き下げるため、30万トンの高い値段を提示した業者に売り渡す競争入札から、国が価格を決める随意契約に変更した。

政府におかれては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

記

1. 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が表れるまでの間、活用を継続すること。
2. 今後の米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。
3. 政府は、日本倉庫協会や全日本トラック協会などに対し、政府備蓄米の迅速な出庫や輸送への協力を呼び掛けているが、物流網が停滞しないよう円滑・速やかに搬送されるよう万全を期すること。
4. 実質的に需給調整に繋がり得る制度の見直しを行うとともに、実態に即した生産量拡充に取り組み、生産コスト高騰や農業従事者の人出不足への対応など、生産者に対する負担軽減策を適宜実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣	┌───┐ ├───┤ └───┘	各宛
総務大臣		
農林水産大臣		